

Title	「賃労働の理論」への疑問：隅谷三喜男著『労働経済論』を中心に
Sub Title	Some problems on the theory of labor economics by Prof. Mikio Sumiya
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.7 (1966. 7) ,p.768(104)- 780(116)
JaLC DOI	10.14991/001.19660701-0104
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660701-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「賃労働の理論」への疑問

——隅谷三喜男著『労働経済論』を中心に——

小松隆二

はじめに

従来、労働問題の研究は主として社会政策論の名の下に行われてきた。しかし、その方法や対象は多様であり、それらを同一の方法論なり思想なりをもったもののごとく、一括して論じざることは必ずしも適切ではないであろう。

ところが、隅谷三喜男氏をはじめ、賃労働の理論を推進する論者は(かりに賃労働論グループとよぶ)、しばしば従来の労働問題研究を一括して「社会政策的アプローチ」などと単純化し、その特徴として権力視点あるいは権力思想を殊更強調される。例えば、隅谷氏は「日本における労働問題研究は社会政策という形態をとって発展した」(『労働経済論』五七頁)といい、また別のところで「日本における労働問題の研究は、『社会政策学』として根をおろした。それは労働問題を上から、すなわち、国家権力の視点から見ることの意味する」(『労働経済論』まえがき二頁)といわれ、同様に、従来の労働問題研究の一特徴として「権力思想」(『日本の労使関係』一九六一年、

四頁)を強調される氏原正治郎氏も、「まずなによりも国家の政策に興味を寄せる社会政策学者の発想方法」(『社会政策から労働問題へ』『経済学全集』弘文堂、一九五五年、栗2)という表現で、賃労働論の観点にたつ以外の労働問題研究者が、これまでもっぱら国家の政策に興味をよせてきたかのごとく一面化される。

確かに、社会政策自体は国家の干渉する問題であり、それとかわる労働問題に対する研究が「国家権力の視点から見る」側面がでてくることは否定できないであろう。しかし、社会政策論としてなされた労働問題研究は、そのような一面的規定ではおおいづくせぬ、幅の広いものであり、それらをすべて「国家権力の視点から」みたものと単一に扱うのは疑問である。隅谷氏が、社会政策学、およびそのような視点からする労働問題研究の最高権威とされる大河内一男氏の研究をとりあげても、「国家権力の視点から」みたものと一面化するのには、氏の広範な研究を想起するとき疑問を抱かざるをえない。そこには、社会政策自体に対する研究と、労働問題一般に対する研究の混同がみられ、同時に社会政策が労働問題において

占める位置というものも適切に把握されているとはいえないように思われる。

また、賃労働論グループにある程度共通する点として、従来の労働問題研究を消極的に、時には否定的にさえ評価するような姿勢を指摘することができる。わが国における労働問題研究は、当初、資本制社会の生成と共に起りくる社会問題に対する批判からはじまり、やがて社会政策の実現が必然化される段階の到来と共に、社会政策論の体系化がすすみ、さらに、現在、これらと並行しながら労働市場を媒介として経済法則との関連で労働問題を理解しようとする研究がすすめられるにいたっている。このような労働力の需給をめぐる労働市場の観点から労働問題を研究する需要が増大していることは事実であり、またその展開に賃労働論グループが寄与したことも十分認められることであろう。しかしながら、わが国の労働問題研究が、名称は社会政策、労働政策、時には労働経済論といろいろであったが、まず、政策学としての社会政策論の確立をみ、それにしづらぐ遅れて労働経済論が出現したことに対し、そのような形でしか進展しえなかった日本の土壌を看過して、これまで労働市場が主たる研究対象とされえなかったことを、単なる方法論の欠陥に帰し、その方法論を消極的に、あるいは否定的に評価する賃労働論グループの理解にはただちに同意することはできない。

この点のちに再び論ずるのでしばらくおくとし、いづれにせよ、労働問題研究において、賃労働論なり労働市場論の必要が増大し、研究が進展していることは否定できないであろう。筆者も、労働

「賃労働の理論」への疑問

労働経済論の意義を認めるものであるが、その姿勢、賃労働論の構成、その理論や展開において、賃労働論グループと必ずしも見解を一にするものではない。

そこで、ここではより体系的な研究への足がかりとして、まず隅谷氏の『労働経済論』(日本評論社、一九六五年)をとりあげ、検討を加えてみることにしたい。しかしながら、同書全般にわたって論評を加えるという方法ではなく、筆者自身の労働市場や社会政策の体系化の試みの中で、疑問に思えることをいくつかとりあげ、覚え書きとして以下に記すものである。

社会政策と労働市場

1

隅谷氏は、本書を通じて「資本制社会において、労働者が労働者として存在しえず、労働力として存在することによってのみ、労働者人間として存在を許される」という点にこそ、いっさいの労働問題の基底が存するのである(一〇〇頁)とくり返し強調され、労働問題研究もこの点の認識から出発せねばならぬ、という一貫した姿勢を示されている。この労働力と労働者の不可分性の問題が、氏の研究にあつて具体的にどのようにかされるのか必ずしも鮮明ではないが、氏の問題意識の底にたえず脈打っていることだけは事実である。

例えば、賃労働自体を分析するものとしての賃労働の「理論」の

中に(九一〇頁)この労働力と労働者の不可分性の意識がひそみ、

また労働市場における「労働力商品の取引関係」と「労働者の雇用関係」を労働市場の「二重の過程」あるいは「二重構造」(二二六頁)として認識し、市場研究は、市場自体をこのような「相対立する二つの関係を内に包んだ統一体として」把握した上で、この市場の基本的矛盾から展開されなければならない、とされる考えの中にもその意識が脈打っていることがしれる。さらに、氏の最近の社会政策論の再構成においても、その基本的出発点がこの点に存したことはいうまでもない。

これは、つきつめれば労働者の自己疎外の問題になるわけであるが、現代の労働問題を考察するとき、この点に問題の根幹があることは一応認められるであろう。しかし、そこにのみ眼を奪われると、より大きな背後の問題が看過されることになりかねない。つまり、隅谷氏にあっては、疎外の問題が資本制社会の生み出す資本・賃労働の対抗関係の中に位置づけられるのではなく、ややもすれば、労働者自身の方にのみ眼を奪われて、そこに狭隘化され、それ自身の矛盾として把握されがちである。元来、剰余価値を生み出すという労働力商品の特殊な使用価値は、資本家と労働者との間の契約によってただちに移行するのではなく、労働力商品の消費過程をへたのちにはじめて現実にはひきわたされるわけである。ここに生産工程における賃金の後払いの問題があり、さらに労働者に対する支払い、労働力の価値・価格に対する支払いとしてではなく、労働の価値・価格に対する支払いとして現象するという問題もでてくる。そ

ては、正しい理解は不可能であろう。労働経済論にしても、かつての論争の不毛性とそこから醸成された労働問題の理論的、歴史的、実証的研究の要請という強い認識にもとづいて形成されてきたものである。すでに多くの論者が論争を回顧し、その後の展開から今日の研究にいたる道筋を追って、その総括を試みようとしている。しかし、そこでは必ずしも過去の研究に対する十分な評価がしつこくされているとはいえず、多くの再検討の余地が残されているといってもよいであろう。

隅谷氏によれば、わが国における労働問題研究は、「社会政策論」→「労働力の型論」→「労働市場研究」(五九頁)と進んできたのであり、そのことが「労働市場自体に関する理論的な理解が著しく欠けていた」(五九頁)ことの根本的理由であった。

確かに、方法論としてはこのような発展をたどったことは事実であろう。しかし、わが国の労働問題において、最近まで労働市場が主たる対象にされなかったことの根本原因を考えるとときには、方法論の欠陥を指摘する前に、そのような方法論を生み出したわが国の労働市場自体の未成熟をまず問題にせねばならないだろう。もちろん、隅谷氏も「日本の労働問題が農村を中心とする老大な過剰労働力の存在に規定されてきたという事情から、労働問題としては労働力の供給の側面が重視され、『労働力の型』ももっぱらこの面から規定され、労働力需要の要因を加えて市場を全面的に考察する方法が欠けていた。」(五九頁)と、ある側面は指摘されている。しかし、そこにとどまることなく、わが国の労働市場が市場としての機能を

「賃労働の理論」への疑問

して、この労働の価値・価格＝賃金という現象形態が資本制社会の生み出す搾取関係を陰蔽することになるのである。ここにおいて、資本制生産における賃労働の矛盾を労働力と労働者の不可分性によって抽象をおしきけてしまうと、資本制生産のよってたつ全機構内での賃労働の位置が閑却にされかねないという事態がでてくる。それが隅谷氏にあっては疎外という問題の所在は提起できても、経済学以前の用語である疎外という概念が労働経済論において具体的にいかん展開されるのかは不明であり、またそれに対する解決策も提示できないことになってくる。この問題は以下に述べる個別問題にも関連するものであるが、隅谷氏の論述からはそれらの問題と疎外の問題の関連が明白に浮き彫りされてはでてこないようである。ここでは、氏の労働経済論において、労働力と労働者の不可分性の問題が極めて重要な意味をもつことを指摘するとともに、次に氏の労働経済論における個別的問題、特に社会政策と労働市場について検討してみよう。

(1) 隅谷氏は「労働経済論」をまとめるにあたって、旧稿に若干手を加えているので、ここでは引用は初稿の雑誌からではなく、同書よりひくことにする。なお同書からの引用に限って書名は記さず、頁数のみ記すことにする。

2

われわれが、わが国における労働問題や社会政策を論ずる場合、従来の研究の足跡、特に戦時中および戦後の社会政策論争を無視し

十分に果しうるようになるのが、極めて遅れていたという基盤を考慮せねばならぬであろう。この点は隅谷氏に限らず、賃労働論グループに共通する理解で、その論者たちはわが国において労働市場自体に関する研究が遅れていたことを、労働問題へのアプローチが社会政策論として展開されたことにもとめるのであるが、その前に労働市場そのものを認識し研究対象にしようまでに市場機構が成熟していなかったことをまず問題にすべきであった。従って、わが国において労働問題研究が社会政策論として発展してきたことにはそれなりの理由があり、何故わが国に社会政策論が発展したか、あるいは何故そのような形でしか研究が進行しえなかったか、という背景をあきらかにすることなく、従来の社会政策論を消極的に、時には否定的にさえ評価する見解にはただちに首肯することはできない。しかしながら、ここで賃労働論グループといっても、社会政策や労働市場に対し、必ずしも共通の認識にたっているわけではない。従って、それらに対してさえ、明確かつ共通の概念や内容規定を与えているわけではない。例えば、隅谷氏は社会政策論と労働経済論を対立させたり、単に並列させたりすることに反対し、社会政策論を「労働経済論の一環」(二頁)ないしは「賃労働」の理論の一部(五一頁)という考えにたち、同時に「社会政策学は大河内一男教授によって、社会科学として確立され、日本の経済学界の一つの共有財産となった」(日本の労働問題一九六四年、はしがき一頁)、『文芸春秋』一九六五年七月号、二二三―二三四頁)という評価で、社会政策学(論)が社会科学としてすでに確立している立場にたたれる。一方、

比原氏は「労働問題の経済学的研究は、経済学の原理論の応用理論にすぎないのであって、社会政策学というような科学の体系が存在するかどうか疑問」(「社会政策から労働問題へ」『経済学全集』弘文堂集2)であるとし、さらに社会政策学に対し「ある種の反感さへもつ」といった、ややもすれば否定的な立場をとられている。しかも、隅谷氏にしても、社会政策に対し、その現実化のための「基底」や「現実的基礎」といった枠組は説明するが、明確な内容規定は与えていず、労働市場についても、その問題領域なり拡がりは問題にしても、その明確な経済学的規定を下しているとはいいがたい。

例えば、両氏ともほぼ一致して、「……労働市場は、取引II契約関係の変化とかかわりなく、取引II契約関係の成立しているところに存在する」(二四、六〇頁)と規定される。この点は確かに重要な指摘といえよう。しかし、これだけの説明では市場自体を明確に位置づけたことにはならない。そのことは、隅谷氏が市場と給源をしばしば混同され(六七七〇頁)、その結果給源を市場にくみ入れて「二つの労働市場」という表現を使用されたり、「本来の労働市場」などという用語を安易に使用されていることにも示されている。

J・T・ダンロップあるいはW・フオーゲルのごとき内部的市場と外部的市場というわけ方や、従来いわれてきたわが国労働市場の二重性(封鎖的市場)ということと、隅谷氏が労働市場の内と外あるいは「日本の労働市場が二つのやや異質な市場から構成されている」(六七頁)という場合の「二つの市場」とは全く異なる内容のものである。(John F. Dunlop, *Job Vacancy Measures and Economic*

Analysis, National Bureau of Economic Research, Inc., 1956; Walter Fogel, *Job Rate Ranges, Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 17, No. 4, 1964; *Wage Administration and Job Rate Ranges*, California Management Review, 1965.) しかも隅谷氏にあっては、「市場が存在する」ということと、単に存在するだけでなく、労働力の供給側の市場での不均等の条件が緩和されて需給関係が自律的に調節される段階に達する「市場が市場としての機能を果たす」ということを区別することをせず、労働市場は「取引II契約関係の成立しているところに存在する」ということ、つまり単なる雇用の場としての市場は賃労働の創出と共に存するということから、日本についても労働市場という概念を資本主義の初期段階から無規定的に使用することになっている(『日本労働運動史』一九六六年)。それは、救貧法や初期社会立法と社会政策の関係、あるいは社会政策の始期を明確にしないことにも対応することである(八七頁)。

この点、社会政策と労働市場を相互関連させながら、統一的に把握されようとする中鉢正美氏の試みは、その評価はしばらくおくとしても、注目に値するであろう。氏は次のごとく説明される。

「……資本主義社会の秩序を総体として維持することを目的とする近代国家の政策は、労働力の供給者側がその取引力をたかめるために團結する組合活動の権利をみとめ、労働条件の最低を取締り、あるいは労働者が相互に生活の個別的な必要を共済する制度を助成することによって、需給両勢力の不均等を緩和し、労働市場が市場としての自律的な機能を遂行しうるための枠組を設定せ

ざるをえなくなる。これがすなわち社会政策の主要な内容とされるところのものであって、これはとりもなおさず、労働経済論が現実の労働力需給を分析する場合には、必ず社会政策の機能をその前提としなければならないことを意味するであろう」(『労働経済論』藤林教授の業績)『三田学会雑誌』五六巻六・七号、一八一―一九頁)。

つまり、中鉢氏にあっては、労働市場が市場としての機能を遂行しうるために、近代国家の政策としての社会政策が不可欠の前提であり、また社会政策にそのような役割を期待する限り、当然、市場機構に対してよりも、主として労働力の給源の保護などを目的とする初期社会立法の段階から、「労働市場が市場としての自律的な機能を遂行しうるための枠組を設定」するものとしての社会政策を明確に区別されることになる。従って氏にあっては、市場と給源が区別されているだけでなく、「市場が単に存在すること」と、「機能を遂行すること」も区別されており、それと共に社会政策と労働市場の関連、あるいは社会政策の労働問題における位置というものも判然としている。

社会政策にこのような役割を期待する立場は、労働力の供給者の組織である労働組合の運動と社会政策を十分関連させて把握することとをしない隅谷氏の次のような考えと対照的なものとなってくる。氏によれば「労働運動は労働運動としての独自の機能があり、社会政策を媒介として労働条件の改善をはかることは、むしろ例外的であるといわねばならない」(九六頁)ということであるが、この主

「賃労働の理論」への疑問

張は、社会政策の機能について中鉢氏の見解と異なることを示すだけでなく、直接的に、また間接的に労働者の立場を保護する結果を生む社会政策のある一面を看過するものであり、特にわが国の場合、労働運動の発展にとって社会政策の媒介が例外というよりも、むしろ前提となっていた実情とも相反するものである。この点、労働問題研究にあっては、「労働者保護などは——中略——理論の結果であって、補足的意味しかもたない」(『日本の労使関係』一一頁)と、すでに労使の間で「自由な取引」や種々の紛争を「自主的に日常的に解決」する慣行が無条件に存在したかのごとき印象を与える発想をされる氏原氏の見解も想起されるが、以上の点に關しては氏原氏も隅谷氏と同じ立場にたつと考えてよいだろう。中鉢氏の主張にも国家や労働運動の役割をはじめ、問題とすべき点もあるが、ここでは従来の社会政策および労働市場に対する理解に対し示唆的な見解であることを記すにとどめておく。

いずれにしても、隅谷氏にあっては、社会政策自体に対する明確な概念および内容規定、あるいは歴史的規定がなされておらず、単にその実現のための枠組として「基底」ないしは「可能性」と、それを具体化する「現実的基礎」を指摘しているにとどまっている。また、労働力の取引の行われる労働市場についても、アメリカや日本具体例を示しつつも、それ以上の規定を与えておらず、いいがたい。そのようなことから、氏にあっては労働市場と社会政策を結びつける絆はなく、社会政策論を「賃労働の理論」の一部というだけであり、労働経済論における社会政策の位置も、それ以上明確に

されずに終わっているようである。

(2) 社会政策の始期については、松尾均「現代の社会政策」(一九六六年、東洋経済新報社)を参照。

(3) 故藤林敬三氏の社会政策論については、従来不当に等閑視されてきた感がある。社会政策を分配政策としての社会政策と、生産政策としての労働者政策という二元的な把握をなし、しかもそれを歴史的に理解されようとした努力は再評価の必要があるだろう。

3

隅谷氏によれば、社会政策学の内容は賃労働自体ということであるが(二頁)、社会政策自体は次のような枠組をもったものとして規定されている。

「資本制社会を支配している基本的な法則は、資本の再生産の法則である。資本の再生産のためには、一定の質量の労働力の再生産がその条件となる。しかも、資本のこのような過程は資本間の競争を媒介として行なわれる。競争は一面においては競争条件の平等化、すなわち労働諸条件の水準化を要求し、他面においては最大限の利潤追求の結果として労働条件の低下への圧力を増大し、資本の必要とする質量の労働力の確保を危うからしめる。これら二つの事情は社会政策成立の基底となるとともにその可能性を与える。ところで、——中略——この独自性をもった労働者は資本制社会関係の矛盾に対して反発する。ここに階級対立の必然性が、したがってまた労働者階級の労働条件に対する要求の実現

理を示さぬ限り、氏の社会政策論からはその内容であるという賃労働自体も、その維持培養の面も二次的意味しかもってあらわれないであろう。

このような社会政策の規定は、岸本英太郎氏が「昭和二四年刊行の『社会政策論序説』で、わたしは、隅谷氏の社会政策の規定とほとんど全く同様の規定をしている」(『社会政策の政治経済学』、社会政策学の基本問題——大河内一男先生還暦記念論文集第一集、一九六六年、三八頁)と述べているごとく、かつての岸本氏の規定に類似しているのに気づくが、さらに溯ると、「社会政策は政治と経済とを結び環のひとつ」(『日本社会政策史』一九三七年、二頁)とされた風早八十二氏の規定をも想起せしめる。つまり、風早氏は、森耕二郎、大河内両氏を例にひき、社会政策の分配政策としての面と生産政策としての面の統一的把握に苦慮されながら(『日本社会政策史』序論、結論として、社会政策というものに対し「個別的な資本が労働力を犠牲にして遂行する利潤率低下阻止の諸手段を、利潤率維持にとって合目的な限度に抑制せんとし労働力の保全を行うところの総資本の方策施設である」(『労働の理論と政策』一九三八年、九〇頁)という本質規定を与え、加えて、「資本の拡大再生産そのものに必要ない、労働力の保全の政策は労働者の自主的運動の圧力を限界とする。この圧力を緩和するためにあえて個別的資本の利潤を犠牲に供せしむるところに社会政策の本質に不可欠の要素が見出される」(『日本社会政策史』五頁)として、「労働運動の圧力」も社会政策具体化の一面として指摘されている。ここでは資本間競争というレベル

「賃労働の理論」への疑問

としての、社会政策成立の現実的基礎が存するのである。(一五二頁)

同じく資本の論理といながら、大河内氏は本源的生産要素としての労働力の維持培養に、岸本氏は労働者階級の窮乏化法則に論点をおいたのに、隅谷氏はここで資本間の競争に注目したわけであるが、この点を氏がとりあげたのは重要であり、それが社会政策成立の一面を説明することは認められるであろう。しかし、ここで「基底」と「現実的基礎」が無媒介に並列され、両者がどのように作用しあうのか、そしてどのような原理で統一されるのかは不明確である。しかも、一方で、社会政策を総資本による経済政策としての労働力政策と規定し、労働力の維持培養という面を強調する大河内氏と社会政策論の有効性をみとめ、「……資本制社会においては資本の論理が貫徹している限り、教授のこの見解は基本的に妥当性を主張しうるものがある」(五一頁)、とされながら、氏の社会政策論からは労働力の維持培養という性格はどこかに追いやられることになっている。つまり、利潤極大をめざす資本間競争を論理の中心にする限り、それが「資本の必要とする質量の労働力の確保を危うからしめる」という面を付加しても、労働力の維持培養は全く消極的、付随的な意味しかもってあらわれず、氏の社会政策論からは積極的、にそのような意味は看取されないことになる。資本間競争はそれ自体社会政策を十分説明しうるかどうかという問題のころが、労働力の再生産自体は資本の運動とは一応独立した家庭生活で行われるわけであるから、「基底」と「現実的基礎」を統一的にとらえる原

ルまではたち入っていないが、利潤率のレベルで、それを労働運動の圧力と結びつけて理解しようとしていたことを知ることができ

る。いずれにしても、社会政策の本質規定やその枠組の設定は社会政策の研究にとつて、たえず関心を抱かされてきた課題であった。隅谷氏の場合は前述したような枠組を与えたわけであるが、その上にたつて最近、さらに社会政策論の再構成を試みられている。

それは、資本間の競争、実現の契機としての労働運動II階級闘争、それに社会政策における社会的契機としての労働者の疎外の問題の分析を通して展開されているが、再構成にあつての留意点として次の三点を指摘される。その「第一は、社会政策論をより経済的に厳密に規定すべきことであり、第二に、社会政策論をより経済的事実に裏づけされた実証性をもたねばならぬということであり、第三に、賃労働の根源的矛盾から問題を再出発させるべきではないか、ということである」(一〇〇頁)。「賃労働の理論」の一部として、経済法則とのかかわりあいでは社会政策を再構成しようとする隅谷氏が、ここでいわんとすることは、一つには労働力と労働者の不可分性、つまり疎外の問題を再構成の出発点に示えることで、それによって大河内氏の陥った純粹に経済的な取引問題に解消する一元的設定を是正しようとしたことであり、他の一つは、工場法の分析を通し、社会政策の実現における、利潤の極大をめざす資本間競争と労働者側の抵抗の役割を再び強調されたことである。

しかしながら、その再構成が十分説得的であるかどうか、という

て、特殊なゆがみをもち、単に後進性というだけのことでなく、いわば特殊日本の型を創り上げているといわなければならぬ」(『黎明期の日本労働運動』一九五二年、一頁)といっているごとく、出稼型についても特殊性として把握されている。ところが、隅谷氏は出稼型労働について次のごとく規定している。

「大河内教授の『出稼型』は、日本よりむしろ、インドをはじめ東南アジアの国々はその典型を見出すことができるであろう。日本のはそれは、出稼としてはむしろ崩壊的な段階にあるといえよう。(六八頁)

「それら(日本の賃労働の特質ないし労働市場の特殊性として解釈されてきたもの——筆者)は従来論ぜられてきた限りの形では日本資本主義の特質とはただちにはいいえないのであって、むしろ、後進資本主義国の発展過程に一般的に解消されるものである、とさえいいうるであろう。(七〇頁)

日本やインドをはじめとする東南アジアのみでなく、資本主義の初期には、アメリカなどにも出稼型労働がかなり広くみられたことは事実である。しかし、それを初期資本主義ないしは後進性資本主義に特有なものとして、発展段階の一過程で生みだされる共通のものとかたづけるのは安易にすぎるとはならないだろうか。わが国においては、今日なお出稼型労働の生みだした単身者型低賃金が生き続けており、また出稼ぎ労働者もかなり存在しているとはいえ、これまでに「出稼型労働は徐々に解消され、農家経済との結びつきを断ち切られて定着した労働力にその席をゆずってきていることは否定で

きないであろう。しかし、後進性と言いつても、日本に存在したものと他のアジア諸国での出稼型労働には、それぞれの経済社会的性格の相違を反映して、簡単に発展段階の相違に解消できぬ特殊性が存するはずであり、一括してやがて消え去る過渡的形態という理解では、わが国の出稼型労働の実態は容易につかめないように思える。必要なことは、発展段階の相違に解消しきれぬ面を看過せず、それぞれの国により、社会により異なる出稼型の性格を明白に把握することであろう。

(4) 「世にいわゆる『大河内理論』と称せられるものは、社会政策という学問を社会科学として確立したものだ、ということでは、学界における意見はほぼ一致している。」(『文芸春秋』一九六五年七月号、一三三—一三四頁)と、隅谷氏はいわれるが、果たしてそうであらうか。この点については、前掲『日本の労働問題』はしがきにも同様の記述がある。

おわりに

以上において、隅谷氏の『労働経済論』を中心に問題点のみいくつか取り上げ、論評を加えてみた。限られた紙面と研究ノートという性格から、主に批判面が取り上げられているが、隅谷氏をはじめとする賃労働論グループの業績はすでにかなりの同調者もいること

く、十分注目に値するものといつてよいであろう。

なお、本書は異なる時期に発表された論文を収録するという形をとっているため、本書の構成については特に論評を加えなかった。しかし、一書にまとめられるにあたっては当然その構成が問題にされてよいわけで、「賃労働の理論について」「賃労働論の展開」「賃労働論の具体化」という三つの章において、氏の理論、その展開と具体化がどのように構成され、それが成功しているかどうかが問われるべきであった。(5)

第一章では、「賃労働の理論」の本質規定ないしは基礎視角が示され、抽象的、一般的な賃労働論が展開されている。ここでは氏の「労働経済論の構想」があまりかたにされているが、それによれば、氏の労働経済論は賃労働の本質論、労働市場論、および賃労働の再生産過程論からなり、それにその一環であるという労働組合・社会政策論が付け加えられる形をとっている。そこにおける個々の問題点は本論ですでに取り上げた。

第二章では、一章で規定された理論が展開されるわけであるが、ここでは段階論をふまえて賃金論、労働市場論、労働組合論、社会保障論等々の個別的問題が深化されるのではなく、種々の問題が「賃労働論の展開」という名の下に便宜的に集められた感の方がつよい。ここにおける問題点についてもすでにいくつか本論中にふれておいた。

第三章の「具体化」では、「理論」「展開」をうけて、すでに前章でもふれられた各国の具体的な個別的な分析が行われるのではなく、臨

「賃労働の理論」への疑問

時工問題、ビジネス・オートメーションと労働問題、経営者の労働運動対策等が論じられている。これらについては、本論中では特にふれなかった。「賃労働論の具体化」の検討についてはのちの機会にゆずらざるをえない。

ところで、労働問題研究は、元来経済学のみならず、社会学、心理学、民族学、政治学、法学等々いろいろの角度からアプローチできるものであり、またそのような多面からの説明が必要であることはいうまでもない。経済学者が経済原理論とのかかり合いで追求し、経済法則との関連をあきらかにするのは当然であろう。しかし、その有効性と限界性をあきらかにせず、いたずらに経済の優位を説く限り、著しく説得力を欠くものにならざるをえない。氏原氏は「経済の優位を説くことは、社会政策グループが今日なお恐怖の目をもってみているように、国家そのものを否定し、正義・公平・平等などの道義を否定することでもない。こうした諸概念に新しい内容を盛りこみ、その間の秩序をたてなおすことである」(『社会政策論余聞』『社会政策学の基本問題』——大河内一男先生還暦記念論文集第I集、一九六六年、二四五頁)といわれるが、「経済の優位」という表現には問題があるとしても、「諸概念に新しい内容を盛りこみ、その間の秩序をたてなおすこと」には基本的に賛成であり、賃労働論グループの今後の労働経済論の体系化、法則化に期待したい。

(5) 賃労働論の構成については、井村喜代子氏が展開した「マルクス賃金論の方法論について」(『労働問題研究の現代的課題』——藤林敬三博士還暦記念論文集、一九六〇年)が理論的体系および具体化

という点で有益であらう。

付記——本稿は当初植草益氏との共同執筆という形を予定していた。従ってそのような構成を考えてとりくんだものであるが、種々の事情により筆者個人の覚え書きということになってしまった。植草氏からはいろいろ御教示をえることができたので記して謝意としたい。

(—五月二〇日—)

書 評

ソ ロ 著

『フランス農業史』

渡 辺 國 廣

一

著者はその「農業史」の第四巻のなかでフランスを取上げる。本稿はこの部分の紹介である。概説書として全面的に納得できるものではない。議論もまたわが国の問題意識から離れた場で進められており、その意味において一般に親しみにくいこと確実であった。しかし私個人についていえば、かなり参考になった。概説を書く場合に、どの程度まで内容を盛込んだらいいのか。フランス農業史について高度の入門書をまとめたいと願っている私にとり、この問題は最大の関心事であるわけだが、本書はその判断に必要な一つの指針となった。

著者は冒頭でフランスにおける栽培作物の多様性に驚歎する。そしてこれをもっぱら土質の複雑性に帰するのであった。著者が農業で進歩という時、土質に適合した作物の普及を意味した。いわば栽培作物の多様化の過程である。著者は実にそれを追うことで農業史

書 評

を考えるのであった。休閑地に飼料作物が滲透する過程は農業進歩の最重要な局面にはかならない。かくて著者もまたこの経過に対し多大の関心を払うことになった。栽培作物の取捨選択のなかで土地利用に合理性を貫徹しようとする時、社会諸階層の利害の複雑な対立が避けられないこと明白である。著者は最後にこの間の事情についても言及し、革命の混乱のなかでフランス農村の諸階層が両極に分解、対立が単純化されたことを強調するのであった。二大陣営に分裂した時、葛藤は土地をめぐるますます深刻化していく。

本書だが、*L'agriculture du XVII^e siècle à la fin du XVIII^e, par Soreau, E. Tome IV, 1953* © pp. 163-289 所収。

二

概説書であれば、内容に深く立入る必要を感じない。ここでは革命後の混乱を扱った部分を整理するにとどめる。著者はこの時期に農村で両極分化が確定したとみるわけだが、重要なことはかく結論した根拠にあった。議論の運びに独特のものがあることに注意すべきか。

しかし本稿で特別この部分を取上げた理由はほかでもない。わが国で革命の帰趨について満足な理解がなされていないという認識からであった。土地の合理的利用が進行する過程で生活の場をわられた者は再度土地に生活の本拠を求めて喰下るわけだが、著者はこの過程を追いながら彼が志に反し労働者たることに安住の場を見出すことになったと結論するのであった。